

上位グループに属する者が下位グループから「新たな仲間」を選び出す唯一の手段が察挙だとすると、そのようにして選ばれた「仲間」を上位グループの新構成員として処遇する最初の機会が、任官儀礼である。前漢末の官吏選任については、平津館本『漢旧儀』に、

舊制、令六百石以上、尚書調、拜遷四百石長・相至二百石、丞相調、除中都官百石、大鴻臚調、郡國百石、二千石調<sup>二</sup>。

とあるように、もともと六百石以上は尚書が、四百石〜二百石は丞相が、百石以下は大鴻臚（中央官）または守・相（郡国）が、それぞれ候補者を選んでいった<sup>22</sup>。当時の尚書は皇帝直属の秘書としての性格を帯びていたから、六百石以上は皇帝が自らの責任のもとで任命する対象として、尚書に選出を委ねていたのだと考えられる。同じく平津館本『漢旧儀』には、

拜御史大夫爲丞相、左右前後將軍贊、五官中郎將授印。拜左右前後將軍爲御史大夫、中二千石贊、左右中郎將授印・綬。拜中二千石、中郎將贊、御史中丞授印・綬。拜千石・六百石、御史中丞贊、侍御史授印・綬。

とあって、具体的な任官の次第が示されているが、この記述が六百石で終わっていることは、六百石が朝廷で任官される範囲の下限であったことを想像させる。現行『漢旧儀』は佚文史料であり、記載の完全性を信頼できないので、これはあくまでも状況証拠にしかならないが、仮にこの推測を是とすると、尚書が選出する官吏の範囲と朝廷で任官される官吏の範囲とは一致していたことになる。先の官吏選任に関する一節の直後には、前にみた「哀帝時、長・相皆黑綬」云々というくだりが続いていて、上の「舊制」は梟長・侯国相の黑綬が定着する以前のものと知れるが、果たして『後漢書』列伝五一左雄伝では、

（左雄）上疏陳事曰、「……今之墨綬、猶古之諸侯、拜爵王庭、輿服有庸、而齊於匹豎、叛命避負、非所以崇憲明理、惠育元元也……」。

と述べられており、雅びた言いかたによって、後漢においては黒綬が朝廷で任命される対象として表現されている。当時、梟長・侯国相が黒綬の範疇に含まれていたことは上述のとおりで、つまり後漢時代の――より厳密には、恐ら

く、哀帝期の一時的断絶を除いた綏和元年以降の——制度において、県長・侯国相を含む上位グループのメンバーは、皇帝から信任された「仲間」として位置づけられていたことになる<sup>73</sup>。逆に言うくと、察掾は、皇帝が信任しうる人物であるかどうかの資格審査として機能していたのである。

上位グループを特徴づけるものは、こうした選抜・任命のプロセスだけではない。『漢書』卷八三朱博傳に、  
 既白駕辦、(朱)博出就車見自言者、使從事明勅告吏民、「欲言縣丞・尉者、刺史不察黃綬、各自詣郡。欲言二千石・墨綬、長吏者、使者行部還、詣治所。其民爲吏所冤、及言盜賊・辭訟事、各使屬其部從事」。博駐車決遣、四五百人皆罷去、如神。

とあるのは成帝元延二「前一」年以前のエピソードで、すなわち綏和元年改革の直前期にあたるが、ここからわかるように、前漢末の刺史の監察対象は黒綬までとされていた。のみならず、この「黄綬」が「丞・尉」の言いかえであることからわかるとおり、この時点ですでに、刺史は(当時まだ黒綬でなかった)県長・侯国相をも監察対象としていた可能性が高い。とすれば必然的に、綏和元年改革によって黒綬の範囲は刺史の監察対象の下限と一致するようになり、制度と実態の関係が整理されたはずである。してみると、綏和元年以降の上位グループは、刺史を介して間接的に皇帝の監視対象下に入り継続的に資格を試されるものとして、明確に位置づけられるようになったのだといえるよう。

そのように説明する限りにおいて、県の長官は君権の掣肘を一方的に受けるばかりであったようにみえるが、そうとも言い切れない。彼らは「有罪先請」の特権を受けていたし、また左雄が「今之墨綬、猶古之諸侯」と述べていたように、(古典中にみえる周の)諸侯に比せられるような自立性をも有していたかのごとくである。この「自立性」ということについてはいま詳述する暇がないが、当時の地方官府の長官が「府君」と称されており、「府卿」を名乗る属吏との間に擬制的な君臣関係が締結されていた<sup>74</sup>ことは、その一端をうかがわせるに足る。当時そうした「自立性」が必要とされた理由はいろいろに考えられるが、ひとつには、氣候変動に伴う生産活動の縮小傾向や、それを一因とする前漢末における農業主義の高まり・教化の重視に即応して、地域の実情に則した統治を行う必要が増大し

たことを挙げることができ(76)。その目的を達成するために、地方長官を上計をとおして考課し、その結果を黜陟に反映させる(77)ことよって彼らの勤勞意欲の維持や配置の適正化をはかるシステムが用意されたのであり、長官の側もそれに反応して、治績を向上させるべく当該地域から選抜した属吏(78)を活用し、場合によっては弾——地域社会における目的集団——の結成への関与(79)なども行つて、地域の実情の把握や制御につとめた。そうした独自の裁量を県の長官に与えることは、ともすればそれが中央の統制から離脱することにもつながりかねなかつたから、こうした役割を担う者はすべて一律に上位グループからの派遣とされ、地域社会と癒着しない程度に在任期間の調節がはかられ、本籍地任用の回避も徹底されていつた(80)のであろう。結果として県の長官は、実績を挙げてより上位に遷移する——その可能性を有していること自体、黒綬を佩びる者の特権でもあつた——か、あるいはその地位を追われない限り、地域社会に根を下ろすこともかなわぬまま、本籍地以外の任地を延々と経めぐり続けねばならなかつたのである。そのように県の長官が本質的に地域社会から遊離していたことは、事実上の統治を丞・尉以下が担うこととおして、地域社会における有力者の擡頭を準備することにもなつたが、それはまたのちの話である。こうした諸制度は、少なくとも、擬制的封建領主たる府君の自立を防止するには充分に機能していたといえる。

かくして漢朝は、皇帝の信任を受けた人間を全国にくまなく配置し、そうした特別なメンバーたちによつて天下が治められるような構造を作ろうとした。そのポイントについて再整理すれば、黒綬Ⅱ大夫を指標として官僚機構が上位グループと下位グループとに截然と分かれたこと、上位グループに属すためにはすでに上位グループにある者に招かれる必要があつたこと、上位グループの構成員は地域社会から切り離されて没地域性的存在たらしめられたこと、そうした没地域性的な「仲間」だけが皇帝の信任を受けた者として国家全体の統治に参画しえたこと、を挙げることができよう。これはつまり、武帝期に失われた大臣・俗吏の区別を人為的秩序として復活させ、そのうち大臣を地域性や功への依存から解放された純然たる「統治階級」として編成しなおす営為であつた。そして、これらはすべて、綬和元年の綬制改革によつて達成されたものであつたのである。その際、官秩序列に従うと「統治階級」のポストに含められない県長・侯国相を、その官秩をすえおいたままに黒綬Ⅱ大夫に改めたことは、戦国以来の「法」(Ⅱ官秩

序列)をそのままに、古制に合わせた「礼」(＝綏制、ならびにそれを支える「公—卿—大夫—士」序列<sup>80</sup>)と入り組ませた措置ともみなしうるが、それだけで説明として足りるのだろうか。綏和元年の綏制改革とそれに連動した「隠れた官制改革」は、全体として、漢朝独自の制度を「古制」によって読み替えつつ官僚機構全体の構成を改変したものであり、制度を「どう創るか」よりも「どう変えるか」に焦点があつたぶん、理想的な「古制」と既存の「漢制」(が直面している現実の政治課題)との間の緊張感をもつともよくあらわれたものであつたと考えられる。しかもそれは、前漢末に計画された他のいかなる改革にも先だつて、制度的確定をみた<sup>81</sup>のみならず、後漢にも確実に継承され、その支配を長きに亘つて支えたのであつた。なるほどそれ以後の諸王朝への長期的影響という面においては、綏制改革にさしたる意味はないと言わざるを得ず、ゆえに、前漢末の諸改革を『古典的国制』の成立」として語ろうとする立場<sup>82</sup>からすれば、これを軽視するのは至極当然のことである。が、こうした改革を生んだ(あるいはこうした改革によつて生まれた)前漢末に固有の時代的性格に注目しようとするなら、「隠れた官制改革」にこそ注目してしかるべきではないのか<sup>83</sup>。

そのようにいう以上、綏和元年にこうした改革が実施されたことの理由についても論じなくてはならないのだが、ここではもうその余裕がない<sup>84</sup>。ただ、武帝期における君権伸張のあとを承けて綏和元年に確立された新たな「統治階級」が、君権といかなる関係にあつたのかについては、不十分ながらも言及しておく必要があるだろう。この点に触れて結びとしたい。

上述したように、綏和元年に出現した「統治階級」は、その任務遂行に必要な自立性を担保されつつ、諸制度をとおして君権から制御を受けていた。すでに明らかにしたとおり、綏和元年綏制改革が引き起こした国家機構そのものの重大な変革として、擬制的な封建制秩序<sup>85</sup>への変化を挙げることができ、それは公印の限定的賜与によつてそれを所持する官長の自立性を容認しつつ、国家機構の全構成員に画一的な位階標識としての綏をもれなく与えることで、官府内で形成される自立的秩序を他律的に国家的位階秩序へと還元する双方向的性格を有していた<sup>86</sup>。その出現の直接の背景には、古制における理想的統治形態である封建制が戦国以来の官僚制のうちに持ちこまれたことが

あるが、そうした擬制的封建のもとで営まれる日常の行政が実際に官府の自立性を必要とするかたわら、それに携わる「統治階級」の身分が自立性の付与と引きかえに他律的規制を受けていたことは、これまでの議論から理解することができる。言ってみれば、前漢末の「統治階級」の現実のありかたと擬制的封建に投影された理念との間には対応関係があり、その点において綏和元年の「隠れた官制改革」は、礼制の枠を越えて現実の統治への作用に成功した唯一の改革であったのであるが、と同時に擬制的封建は、国家機構全体を封建制の重層構造の中で相対化する——皇帝も天子璽を有することによって擬制的封建を受けた存在とみなされる<sup>87)</sup>——だけでなく、皇帝位に対してもそれを「位階」のひとつとして国家的位階秩序に還元する論理を備えていたことから、不可避的に、君権を制限する性格をも内包していた。つまり、君権が「統治階級」を統御するために用意されたまさに同じ理念が、君権をも相対化し、それに他律的規制を及ぼすことになったのである。その意味において、綏和元年綏制改革は、皇帝を「統治階級」の上に君臨する絶対者としてではなく、「統治階級」のうちの最高位にとどめおく作用をもたらしたと言いうる。漢初において、皇帝が軍功受益階層のうち最大の軍功を有するものと観念されていたのと同様の事態が、ここで再び生じたのであった。上位グループが一律に皇帝の信任の対象とされていたことも、漢初の支配者と淮北集団との人的結合を彷彿とさせる。しかし、「統治階級」の影響が及ぶ範囲は漢初とは比べものにならない広大なものとなり、階級の内部を序列化する論理も「功」のような増減可能なものからより流動性の低い「公—卿—大夫—士」序列へと変化していた。しかも、皇帝は自らより下位の「統治階級」メンバーをコントロールする制度的手段を有しており、一方の「統治階級」自身は自律性を喪失していた。こうした諸点において、漢初の秩序と前漢末の秩序とは明らかに異なっており、そこに前漢末の「統治階級」の歴史的特質が如実にあらわれている、といえるだろう。

## 六 結 言

漢朝の影響力が直轄領域内に限定されていた漢初においては、漢の建国に関与した淮北集団が「統治集団」を構成

していた。彼らは任俠的な淮北の地域的メンタリテイを特徴とし、それが支配者との人的結合に強く依存する独特の勢力基盤を生み、また無為を尊ぶ気風は漢初の国家秩序・天下秩序のゆるやかさに影響を与えてもいた。ところが文帝の即位に伴い、北方の情勢を知悉しかつ東方と先鋭的に対立する理由をもつ代国のスタッフは漢に流入し、対匈奴政策・対諸侯王政策の重要度が増大すると、次第に汎地域的な価値観が求められるようになり、それに基づいた人為的秩序を国家機構のうちに導入しようとする動きもみられるようになった。

景帝期から武帝期にかけて漢朝が諸侯王国の人事権を掌握する過程で、深刻な人材不足状況が発生したが、これを補ったのは対匈奴戦争によって生じた軍功者や買官者たちであった。こうして、「一統」された汎地域的な「天下」を匈奴から防衛するという新たな「功」を有し、かつ地域性をもたない新分子が、漢朝の国家機構内へと大量に入りこんだ。漢朝の支配領域の拡大と国家機構スタッフの人的構成の変化は、特定の出自や地域性に依存する者たちが自律的な集団や階層を構成することを阻み、結果として君権が伸張することになった。しかし前漢末には、「天下」の内部を新しい秩序のもとに再編成することが試みられ、その先鞭として成帝綏和元年に実施された綏制改革により、国家機構のうちに新たな「統治階級」が出現した。この階級は皇帝の信任を受けた者のみによって構成され、これに加わるためにはすでにメンバーとなっている者に招かれるしか方法がなかった。この階級は特定の地域性とは無縁の汎地域性的存在であり、何らかの功を有することも参加資格とはみなされなかったから、自律的に秩序を形成する手段をもたなかったが、それに代わる論理として古制に則った位階序列が国家によって用意され、これに基づいた内部秩序の他律的再構成が行われた。と同時に、古制が理想とする理想的な統治形態である封建制に合わせて官僚制を読み替えるという要請にこたえつつ、現実の政治課題に合わせて各地域の実情に柔軟に対応できる体制を創出する目的から、官府の長の自立性を容認しながら官府内の秩序を国家が他律的に規制する擬制的封建が導入され、「統治階級」のコントロールがはかられた。後漢王朝に継承された「統治階級」のありかたは、まさにこうしたものであったのである。

前漢一代における「統治階級」の変化は、それぞれの時期の特徴に則した形で発現しており、そこには君権強化を

目指すような一貫した動きも、何らかの思想に固執した理念先行の動きもみられなかった。現実がこのように推移したことを無視して、高祖あるいは武帝の時代をもって前漢期の時代的特徴を語ってしまうことの危険性も、上から再確認することができたと思う。しかし、本稿では視点をできるだけ「統治階級」に関する部分に限定したから、前漢時代について考えるうえでもっとも重要な論点、すなわち「なぜ『一統』が生じたか」「なぜ『一統』下の秩序が擬制的封建の形をとったか」については、十分に言及することができなかった。この問題に対しては別途答える準備があるが、しかしいまは、将来の方向性について確認するところまでで擱筆する。

【付記】 本稿は、二〇〇九年六月一三日に国立台湾大学で開催された「中国歴史的統治階級」研討会における報告論文「論漢朝的『統治階級』——以西漢時期的変遷為中心」（王安泰〔訳〕、のち『台大東亞文化研究』一、二〇一三年、に掲載）の日本語版である。本誌への掲載にあたっては、紙幅を大幅に超過しているので、加筆（史料の書き下しを含む）は見合わせた。

#### 註

- (1) 西嶋定生「中国古代帝国形成の一考察——漢の高祖とその功臣——」（『歴史学研究』一四一、一九四九年）、「中国古代国家と東アジア世界」東京大学出版会、一九八三年、所収。
- (2) 増淵龍夫①「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」（『一橋論叢』二六一五、一九五一年）、「中国古代の社会と国家」弘文堂、一九六〇年初版、岩波書店、一九九六年新版、所収、②「漢代における国家秩序の構造と官僚」（『一橋論叢』二八一四、一九五二年。前掲増淵書、所収）。
- (3) 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の
- (4) 尾形勇『中国古代の「家」と国家——皇帝支配下の秩序構造——』（岩波書店、一九七九年）、渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造——専制国家とイデオロギー——』（校倉書房、一九九四年）。
- (5) 前掲註(4) 渡辺書一四頁。
- (6) その大まかな見取図については、拙稿「武帝期・前漢末における国家秩序の再編と対匈奴関係」（『早期中国史研究』一、二〇〇九年）。
- (7) 谷中信一「齊地の思想文化と古代中国」（汲古書院、二〇〇八年）。

漢朝の「統治階級」について（阿部）

- (8) 北京大学出版社、二〇〇九年。
- (9) 費孝通(主編)『中華民族多元二体格局』(中央民族学院出版社、一九八九年初版、中央民族大学出版社、一九九九年修訂本)一四頁・一〇四頁。
- (10) この点において、秦漢時代の地域性について詳述した雷虹霽『秦漢歴史地理与文化分区研究——以《史記》《漢書》《方言》為中心』(中央民族大学出版社、二〇〇七年)も、費の見解から踏みだしてはいない(二六九～二七二頁)。
- (11) 葛劍雄『統一与分裂・中国歴史の啓示』(三聯書店、一九九四年。中華書局、二〇〇八年、増訂版)三四～三六頁、稲畑耕一郎『皇帝たちの中国史 連鎖する「大一統」』(中央公論新社、二〇〇九年)七一頁。
- (12) これは、布目潮瀨「前漢の諸侯王に関する二三の考察」(『京都府立西京大学人文学報』三、一九五三年。『布目潮瀨中国史論集』上、汲古書院、二〇〇三年、所収)が提起したものと考えられる。これを「国内体制」と明言したのは、西嶋定生「東アジア世界の形成と展開」(原題「東アジア世界」、『総合講座日本の社会文化史』一、講談社、一九七三年、所収。『西嶋定生東アジア史論集』三、岩波書店、二〇〇二年、再録)である。
- (13) 以下で用いる「漢初」の語は、漢朝の成立から景帝期に至る時代、すなわち武帝期よりも前の漢代を指す。
- (14) 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年初版、一九六三年第三版、所収)、「漢帝国と周辺諸民族」(『岩波講座世界歴史』(旧)四、一九七〇年、所収。『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、一九七八年、再録)に示された見解がこれにあたる。
- (15) こうした従来の諸研究に対する批判と、その対案となる私見については、拙稿①「漢初「郡国制」再考」(『日本秦漢史学会会報』九、二〇〇八年)、②「前漢時代における内外観の変遷——印制の視点から——」(『中国史学』一八、二〇〇八年)などにおいてすでに明らかにしたとおりである。
- (16) 前掲註(15)で掲げた二篇の拙稿は、『史記』『漢書』をはじめとする古典籍を基本史料としており、新出土史料は補助的にしか利用していない。つまり、ここでの指摘は史料状況の変化に寄りかかったものではない点、強調しておきたい。
- (17) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集團——軍功受益階層の研究——』(汲古書院、二〇〇〇年)。
- (18) 前掲註(17)李書第五章「劉邦集團の地域構成」。「国家機構の上層部」について李は「政府」という語を用いるが、表現を改めることにより生ずるニュアンスの相違よりも「政府」という近代的概念(を連想させる語)を転用する弊害のほうが大きいと判断し、あえて言いかえた。
- (19) 以下で述べることは前掲註(15)拙稿①と重複する点が少ないが、議論の目的が異なるため、同じ史料を用いるながらも論証の対象に若干の相違がある。全体としては相